

社会福祉法人等による生計困難者に対する軽減制度

●目的

低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの利用促進を図るために、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として、利用者負担額を軽減するものです。

●軽減の対象者

市町村民税世帯非課税であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に考えて、生計が困難な者として市町村が認めた者

- 1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- 2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- 3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- 4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- 5) 介護保険料を滞納していないこと。

●【社会福祉法人紫波会における対象サービスと軽減内容】

対象サービス	軽減内容	軽減割合
・介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	利用者負担額(1割負担分)、居住費及び食費の利用者負担	利用者負担の1/4 (老齢福祉年金受給者は1/2)
・短期入所生活介護(介護予防含む)	利用者負担額(1割負担分)、滞在費及び食費の利用者負担	
・通所介護(デイサービス) ・第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業	利用者負担額(1割負担分)、食費の利用者負担	